

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、その翌日)  
(当該の翌日)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷 口 医 院	鳥取市南町四二五	昭和五十一年一月十四日
灘尾歯科医院	東伯郡東伯町徳万	"

## 鳥取県告示第三十六号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

### 一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

### 二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

### 三 推薦手続

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年一月二十日

(一) 推薦する者は、推薦書（様式①）を推薦期間内に、所轄労政事務所

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により告示する。

## 告 示

### 鳥取県告示第三十五号

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

- ・林業種苗法による生産事業者の登録証の変更
- ・土地改良区の役員の就退任
- ・海岸保全区域の変更

を経由して知事に提出するといふ。

様式(1)

推 薦 書

- 〔1〕 推薦する者は、労働組合資格審査申請書（様式②）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出するといふ。  
 四 制限はないが、一人以上の場合は、順位を付けるといふ。  
 五 推薦の期間  
 昭和五十一年一月二十一日から昭和五十一年一月二十六日まで

鳥取県知事

殿

昭 和 年 月 日

所 在 地  
労働組合の名称

代 表 者 名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会  
労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	労働者の 所属組合の 名称及び その地位	労働者場の 所属職場の 名称及び その地位	備 考

(注) 学歴、職歴、組合歴等を年月日順に記入した履歴書を添付すること。

様式(2)

## 労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長 殿

所在 地

労働組合名

代表者名

印

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参与したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してください。 よう下記の書類を添えて申請します。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 鶴 三

	生産事業者の住所	事業所の所在地
変更前	米子市上福原一、二三三	米子市上福原一、二三三
変更後	米子市上福原一、五九三	米子市上福原一、五九三

## 鳥取県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づいて、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同條第十七項の規定による告示する。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 鶴 三

勝田川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

(4) 組合事務所の借上状況  
 (5) 福利厚生の援助を受けている状況

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

理事 中井 孝 東伯郡赤崎町大字竹内三六番地  
 " 口脇 久太郎 " 佐崎一七

市原 橙造 勝田一九〇" 一八九"

高橋 長一 西尾武久 西宮一〇〇"

山根恭一 石賀克己 出上三九七"

西村久松 行光 五三四"

沢田幸 望 竹内三二〇"

牧田正毅 三四九"

入江政美 五二一"

川上正秋 宮木三一〇番地一

高力孝治 一〇七番地

川上福光 高岡三七二"

谷本伊勢雄 四七番地一

財賀弘 二八四番地

高力和正 西宮一二番地一

佐崎一五四番地一

高岡三七二"

監事

昭和五十年十二月三日開催の第一回臨時総会で役員選挙が行われたので、  
土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年十二月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

勝田川土地改良区

理事 中井 孝 東伯郡赤崎町大字竹内三六六番地

山脇久太郎 勝田一九〇" 一八九"

市原 橙造 西尾武久 西宮一〇〇"

山根恭一 石賀克己 出上三九七"

西村久松 行光 五三四"

沢田幸 望 竹内三二〇"

牧田正毅 三四九"

入江政美 五二一"

川上正秋 宮木三一〇番地一

高力孝治 一〇七番地

川上福光 高岡三七二"

谷本伊勢雄 四七番地一

財賀弘 二八四番地

高力和正 西宮一二番地一

佐崎一四五番地一

高岡三七二"

監事

昭和五十年十二月三日開催の第一回臨時総会において総選挙の結果当選

し、昭和五十年十二月四日就任 任期四年

## 鳥取県告示第三十九号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県鳥取沿岸宝木海岸東浜地区海岸の項を次のように改める。

鳥 取 県	鳥 取 沿 岸	鳥 木 海 岸	東 浜 地 区	海 岸
基点	一 気高郡氣高町大字宝木字西浜一、五六一番地の標柱一	二 "	"	"
基点	一、五六一の六〇番地の標柱二	三 "	"	"
基点	一、五六一の六〇番地の標柱三	四	四	四 基点三から北北西へ一五〇メートルの点
基点	二から北西へ一〇五"	五 "	五	五 " 二から北西へ一〇五"
基点	一から北北西へ八八"	六 "	六	六 " 一から北北西へ八八"